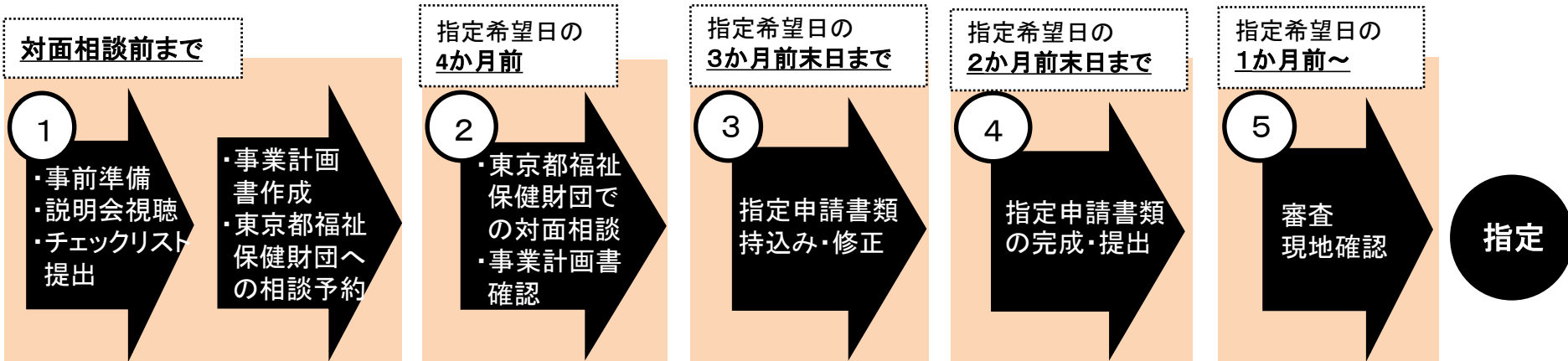


障害者グループホーム（共同生活援助） 新規事業所指定申請のご案内

新規事業所開設までの流れ



東京都障害者サービス情報

○ 事業説明会のご案内

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-004>

○ 相談シート・事業計画書、指定申請書類等のダウンロード先

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-001>

○ 指定申請書類等の受付窓口のご案内

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=093-001>

○ 開設準備経費等補助事業のご案内

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-011>

運営にあたって必要となる資料

東京都障害者サービス情報

- 業務管理体制の整備

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>

- 運営基準に係る参考様式等

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-006>

- 【国給付費】 訓練等給付費請求関係

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-002>

- 【都加算・都制度】 東京都障害者グループホーム支援事業関係(要領・様式等)

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-003>

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

令和8年度報酬改定（応急的報酬単価概要）

概 要

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用【令和8年6月以降】**

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、**共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）**、
児童発達支援、放課後等デイサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

対象事業所は、**減算用のサービスコード**を含めて国保連に請求しなければならない

※ **合併・分割・事業譲渡等**に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、**既存事業所と同様の扱い**

- 応急的な報酬単価

就労継続支援B型	共同生活援助	児童発達支援	放課後等デイサービス
1000分の984	1000分の972	1000分の988	1000分の982

※受入れニーズが特に高い重度障害者児者やサービスが不足している地域については、**一定の配慮**を行うため、従前の報酬単価を適用

令和8年度報酬改定（配慮措置詳細）

① 重度障害児者等への配慮

一定の報酬を 1日以上算定している場合 に、当該算定月の報酬単価については適用対象外

- ・利用者単位で算定する加算  その加算を算定している利用者についてのみ適用対象外
＜**重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算（Ⅳ）- ・事業所の体制で算定する加算  事業所全体が適用対象外
＜**視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）、高次脳機能障害者支援体制加算****

対象事業所のうち、上記に該当する利用者は減算コードを含めずに報酬請求が可能（国保連が審査）

② 地域への配慮

ア【離島・中山間地域】

居宅介護等や保育所等訪問の特別地域加算の適用地域にある事業所（奥多摩町、檜原村、島しょ）

イ【自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所】

- ① 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
- ② 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所 ※

※ 運営への補助（指定管理料を含む。）や、サービスの質や人材確保のための補助については、必ずしも地域のニーズを満たす趣旨とは限らないことから対象外

対象事業所のうち、上記に該当する事業所は減算コードを含めずに報酬請求が可能（区市町村が審査）

**配慮措置が適用される事業所には、東京都から個別にお知らせします
（都内区市町村にも東京都から情報を共有します）**